

下記の①または②により手続きしてください。

①この用紙を記入し、下記の提出先に郵送または持参

②インターネット上で電子申請（アクセス等は裏面にてご確認ください）

※②インターネット上で手続きした場合、手続きが完了した旨のメールを受取ることができます。

様式第7号

堺市放課後児童対策事業退室届

令和 年 月 日

堺市教育委員会教育長 様

保護者 住 所

氏 名

電話番号

堺市放課後児童対策事業の利用の中止（退室）をさせたいので、堺市放課後児童対策事業実施要綱第13条第1項第2号及び第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

ふりがな			
児童氏名			
ルーム名	堺市立	小学校のびのびルーム	学 年 年
退室（予定）日 (例：9月1日から利用しないのであれば8月31日)	令和	年	月 日
退 室 理 由			

【12月以降に退室する場合は要記入】

来年度の利用についても、下記のいずれかに☑してください。

申込んでいない

申込んだが、辞退する

申込んでおり、利用する予定

備考

- 1 退室をさせようとする日から起算して6開庁日前の日までに、この届出書を持参又は郵送により放課後子ども支援課に提出してください。
- 2 この届出書が放課後子ども支援課に提出されるまでは、のびのびルームの利用があったものとみなし、利用の有無にかかわらず負担金の納付が必要です。
- 3 市内間転校により退室をさせようとする場合で、転校先の放課後児童対策等事業を利用させようとするときは、退室をさせようとする日又は転校をさせようとする日から起算して6開庁日前の日までに、この届出書及び転校先の事業の利用申込書を併せて持参又は郵送により放課後子ども支援課に提出してください。

提出先（※のびのびルームにはご提出いただけません）

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市教育委員会 放課後子ども支援課

TEL 072-228-7491（直通） FAX 072-228-7009

退室届について

下記の①または②により手続きしてください。

- ①裏面の用紙を記入し、郵送または持参にて提出（裏面をご確認ください）
 - ②インターネット上で電子申請（アクセス等は下記にてご確認ください）
- ※②インターネット上で手続きした場合、手続きが完了した旨のメールを受取ることができます。

【インターネット上で電子申請する手順】

①右記 QR コードを読み取り、「堺市電子申請システム」にアクセスしてください（※）。



②利用者登録をしてください（登録済の場合は不要）。

③手続ページにて必要事項を入力し、手続を完了させてください。

④登録しているメールアドレスに、手続きが完了した旨のメールが届いているか確認してください。

なお、②の利用者登録が完了した旨のメールだけではなく、その後に③の手続が完了した旨のメールも届いているかどうか確認してください。

※パソコンから手続きする場合は「堺市電子申請システム」にアクセスし、個人向けの手続一覧において、「放課後 退室」と入力し検索してください（単語の間にはスペースを入力）

【注意事項】

- ・退室をさせようとする日から起算して6開庁日前の日までに電子申請してください。
- ・電子申請されるまでは利用があったものとみなし、利用の有無にかかわらず負担金の納付が必要です。

お問合せ先

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市教育委員会 放課後子ども支援課
TEL 072-228-7491（直通） FAX 072-228-7009
午前9時～午後5時30分（土曜・日曜・祝休日・年末年始除く）